

## 肝付町広報紙への有料広告掲載要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、肝付町広報誌への広告掲載について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (広告内容の掲載)

第2条 広告の掲載については、行政広報の公共性及び品質を損なう恐れがないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (2) 政治的活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 特定の意見の主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの
- (4) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれがあるもの
- (5) その他、町長が適当でないと認めたもの

### (掲載の優先順位)

第3条 掲載する広告の順位を決定する場合は、原則として申し込みの順位とするが、期日及び期間を限定するものについては先に申し込みのあったものと調整できるものとする。

### (掲載位置)

第4条 広告を掲載する位置は企画課の課長が決定する。

### (掲載希望の募集)

第5条 広告掲載の募集は、広報紙上及びホームページ上で行う。

### (掲載申し込み方法)

第6条 広告主が広告掲載の申し込みをするときは、次によるものとする。

- (1) 掲載希望広報紙発行日の1ヶ月前までに、有料広告掲載申込書(別記様式1)、広告原稿及び電子データを企画課に提出すること。
- (2) 紙上にプリントアウトしたものとし、写真などを掲載する場合は、その素材(電子データでも可)も提出すること。

### (掲載決定までの手順)

第7条 広告主から広告掲載の申し込みがあったときは、速やかにこの要綱に基づき企画課内にて審査し、広告主に対し広告掲載決定通知書(別記様式2)もしくは、広告不掲載決定通知書(別記様式3)を送付するものとする。掲載希望月に掲載できないときは、翌月号に回すなどの調整を行う。

### (広告主の責任)

第8条 広告のデザインおよび制作費については広告主が負担することとし、その内容に関する責任は、広告主が負うものとし、町は一切責任を負わないものとする。

( 広告の仕様及び掲載料 )

第 9 条 掲載する広告の仕様及び料金については、次の通りとする。

種類	規格	スペース	掲載回数	掲載料
広報紙	カラー	横 8.5 cm × 縦 6 cm	1 回	5,000 円
	カラー	横 18 cm × 縦 6 cm	1 回	10,000 円

年間広告料金

種類	規格	スペース	掲載回数	掲載料
広報紙	カラー	横 8.5 cm × 縦 6 cm	1 2 回	50,000 円
	カラー	横 18 cm × 縦 6 cm	1 2 回	100,000 円

( 広告掲載料の納入 )

第 1 0 条 広告主は、広告掲載の決定の日より 1 週間以内に、町長が発行する納付書により掲載料を納入しなければならない。ただし、祝祭日の場合には、その翌日とする。

( 広告掲載料の還付 )

第 1 1 条 既納の広告掲載料は原則還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

( 1 ) 町の都合により広告を掲載することができなくなったとき

( 2 ) 町長が正当な事由であると認めるとき

( 広告掲載の取り消し )

第 1 2 条 次の場合は掲載を取り消すことができる。

( 1 ) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合

( 2 ) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合

( 3 ) 広告主又は広告内容が不相当と判断した場合

附則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月号からの広報誌に適用する。